

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	土木建築部港湾課
評価対象期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日

1 指定概要

施設概要	名称	大分港大在コンテナターミナル	施設種別
	所在地	大分市大字大在6番地	
	設置目的	大分港大在コンテナターミナルは、東南アジア、中国、韓国を中心としたアジア貨物の東九州における物流拠点として整備した施設である。平成4年4月に整備事業に着手し、平成8年11月に供用開始した。	
指定管理者	名称	株式会社大分国際貿易センター	
	代表者名	代表取締役社長 藤澤 崇資	
	所在地	大分市大字大在6番地	
指定管理業務の内容	<p>①港湾施設の使用許可(工作物の設置を伴うものを除く)に関すること。 ②港湾施設の利用促進に関すること。 ③港湾施設の維持管理及び修繕に関すること。 ④①から③のほか、港湾施設の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>		
料金制度	使用料		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)		

2 評価結果

評価項目					
1 施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み			配点	評価点	
(1) 施設の設置目的の達成		県の評価基準	40	23	
① 計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。	・事業計画に定める項目を全て滞りなく実施しているか。 ・指定期間中において目標指標である、安全管理率100%を維持しているか。 ・新規獲得貨物数500TEU、又は企業訪問数50社を達成しているか。	5	15	7	
② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。また、複数の施設を一括して管理する場合は、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。	・県や荷役業者と連携したポートセールスによりコンテナ取扱量を増加させているか。	5			2
③ 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。	・夏休み親子教室や施設見学会の実施により大在コンテナターミナルの存在をPRしているか。	5			3
【評価の理由】					
<p>事業計画で定めた項目のうち、R2～R4年度に予定していた「大在コンテナターミナル夏休み教室親子教室」は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、それ以外の施設の管理運営について、24時間365日安全に利用できるよう日常点検や修繕等を適切に行っており、これまで荷役が停止するような事態はなく、目標指標である「安全管理率100%」を毎年達成した。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、上記以外の目標指標のうち、新規獲得貨物数は目標の500TEUを達成できた年はない。企業訪問数も令和元年度を除き、目標の50社を達成できなかった。しかし、対面での企業訪問が難しい中、令和3年度は41社、令和4年度は32社とできる範囲でのセールスは評価できる。</p> <p>② 指定管理者が事務局を務める(一社)大分県貿易協会が、大分県ポートセールス実行委員会との共催でセミナーを開催し、県内外の企業に対し貿易に関する広報等を行うなど、当該施設の利用促進に積極的に取り組んだ結果、新型コロナウイルス感染症の影響前のコンテナ取扱量に近い量を概ね維持している。また、ホームページ等により減免内容や助成制度などの情報発信を行い、利用者には有益な情報を提供し、新規利用の増加に繋がっている</p> <p>③ サービス改善提案事業である「大在コンテナターミナル夏休み親子教室」は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降中止したが、大分県ポートセールス実行委員会と連携し、荷主・船社、学校等を対象とした視察、見学の受け入れを積極的に行い、年間平均15件、令和4年度は21件の受け入れを行っている。</p>					

(2) 利用者の満足度		県の評価基準		配点		評価点	
①利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	・毎年度「大分港大在コンテナターミナル連絡調整会議」を開催しているか。	3	15	2	10		
②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。	・要望等があった場合、指定管理者で対応可能なものは迅速に対応しているか。	3		2			
③利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。	・苦情が発生した際は、速やかに対応を行い利用者の理解を得ているか。また、再発防止策を講じているか。	3		2			
④利用者への情報提供が十分になされたか。	・「大分港大在コンテナターミナル連絡調整会議」において前年度の対応状況を報告しているか。	3		2			
⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。(①～④以外に評価できる取組みがある場合のみ)	・施設の日常点検や定期点検を確実に行うことで事故等の発生を防止しているか。	3		2			
【評価の理由】							
①「大分港大在コンテナターミナル連絡調整会議」を毎年度開催し、施設利用者との意見交換を行なっている。							
②一般車両の誤進入や不法侵入の予防に対する要望に応え、新たに「立入禁止」の看板を設置するなど、指定管理者で対応可能となるものは迅速に対応している。							
③苦情等が発生した際は、速やかに対応を行い利用者の理解を得て、再発防止策を講じるよう努めている。							
④毎年度開催している「大分港大在コンテナターミナル連絡調整会議」で要望への対応状況の報告や各助成制度等の紹介を行っており、利用者への情報提供は十分に行なわれている。							
⑤施設の日常点検や定期点検を確実に行った結果、365日24時間、事故等の発生を防止することができている。							
(3) 定性的な目標の達成状況		県の評価基準		配点		評価点	
①定性的に定めた目標が達成されているか。(将来ビジョン等で定めた目標など)	大在コンテナターミナル施設見学会、企業訪問、法定点検、安全点検等の実施状況	10	10	6	6		
【評価の理由】							
①企業訪問数はR1～R4の平均で36社にとどまったものの、施設見学会はR4で21件実施しており、法定点検、安全点検も確実に実施している。また、計画に沿った施設の更新や修繕を実施するとともに、ガイドラインに沿った災害対応も適切に実施している。							

2 効率性の向上等に関する取組み		配点		評価点	
(1) 経費の低減等	県の評価基準	30		21	
①施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。	・指定管理者の創意工夫により経費を低減しているか。	5	15	3	9
②主たる管理業務以外(清掃、警備、設備の保守点検等)について、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。	・指定管理者の創意工夫により経費を低減しているか。	5		3	
③経費の効果的・効率的な執行がなされたか。	・指定管理者の創意工夫により経費を低減しているか。	5		3	
【評価の理由】					
① 会議の資料などに再生紙(ミスコピーの裏面)を使用するなど経費の低減に努めている。					
② 警備など専門性を有する委託業務に際しては、見積合せにより経費の低減に努めている。					
③ 日常的な点検、検査の実施により、修繕費用の低減に努めている。					
(2) 収入の増加	県の評価基準	配点		評価点	
①収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。	・前指定期間中の収入額(平均)と比較し、評価対象期間の収入額(平均)が増加しているか。	15	15	12	12
【評価の理由】					
① 大分県ポートセールス実行委員会と連携し、セミナーや施設見学会等を実施した結果、評価対象期間の収入額(平均)は前指定期間(平成26～30年度)に比べ29.2%増加している。					
3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み		配点		評価点	
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況	県の評価基準	30		24	
①施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。	・現人員で、滞りなく施設の運営を行なっているか。	5	15	3	9
②職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。	・施設管理に関する資格取得を促しているか。	5		3	
③地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。	・県や荷役業者と連携してポートセールスを行なっているか。	5		3	
【評価の理由】					
① 適切な施設の運用及び管理により安全管理率100%を維持しており人員の配置は合理的だった。					
② 1級ガントリークレーン運転の資格を取得させるなど人員育成に力を入れている。					
③ 指定管理者、県、荷役業者で連携した企業訪問やポートセミナーの開催などにより当該施設の利用促進に努めている。					

(2) 法令遵守、平等利用、安全対策、危機管理体制など	県の評価基準(①、②のいずれかに×があった場合、評価点は0とする。 ③～⑧については、×1つにつき-2点の減点方式を取る。)	配点	評価点	
①関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。	・法令違反を発生させていないか。	15	○	15
②施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。	・個人情報漏洩等の事故を発生させてないか。		○	
③利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。	・特定の個人団体を排除していないか。(国や県等からの要請に基づくものは除く)		○	
④施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。	・モニタリングの結果、不適切な事案が確認されていないか。		○	
⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。	・管理側の瑕疵による事故を発生させていないか。		○	
⑥防犯や事故等の危機管理体制、防災士の配置など、防災に係る体制が適切であったか。	・各種マニュアルを整備し、体制を確保しているか。		○	
⑦防災に関する研修・訓練が効果的に実施されていたか。	・防災訓練を年に1回行なっているか。		○	
⑧事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。	・事故等発生時には適切な対応を行い、管理責任を問われる事象を発生させていないか。		○	
【評価の理由】				
① 法令違反は発生していない。				
② 当該施設を利用する企業情報は、適正に管理しており、これまで漏洩等の事故は発生していない。				
③ 特定の個人団体を排除していない。				
④ 県が実施したモニタリングで不適切な取扱いがないことを確認した。				
⑤ ガントリークレーン等の施設の日常点検や修繕を確実に行うとともに、高性能の風速計を用いコンテナクレーンの運転基準を遵守する等安全対策に努めている。				
⑥ 「大分港大在コンテナターミナル台風等による高潮・高波・暴風リスク低減事前対策ガイドライン」を策定し、その遵守を徹底させるとともに、台風時等には、緊急連絡網を活用し、適時適切な措置が講じられるように体制を整えている。				
⑦ 防災訓練を行った。(毎年1月に実施)				
⑧ ターミナル内にセアカゴケグモが発見された際は県や関係機関への報告が迅速であったほか、その後の調査、駆除及び定期的な調査を行うなど対応は適切であった。				

【選定委員の意見】

特になし

【総合評価】

合計得点(100点満点)	68	評価ランク(A~E)	C
--------------	----	------------	---

【評価の理由】

施設の管理運営については、24時間365日、安全に利用できるように日常点検や定期点検、修繕を適切に行うことに加え、事故防止の観点から人材育成に力を入れており、これまで荷役がストップするような事態はなく、安全管理率100%を達成している。

新型コロナウイルス感染症の影響で企業訪問があまり実施できず、目標達成しなかったが、コンテナ取扱量や利用者の増加に向け、大分県ポートセールス実行委員会と連携し、企業等の視察や見学を受け入れ、施設の利便性や利用助成制度の周知を行うとともに、企業訪問やポートセミナーの開催、貿易に関する相談業務など、当該施設の利用促進に努めている。

【今後の対応】

引き続き、24時間365日、トラブルなく荷役作業が出来るよう、質の高い安全管理を行うとともに、コンテナ取扱量や利用者を増やすため、企業訪問等による積極的なポートセールス活動を推進してほしい。

【指定管理者評価部会の意見】

【評価】

1. 近隣の港との競争が激化していく中、約7万TEUのコンテナ取扱量を維持していることや、指定期間中に安全管理率100%を達成し続けていることは高く評価できる。
2. 前指定期間と比べて収入額が29.2%増加したことは高く評価できる。

【意見】

1. 全ての企業訪問を対面で行っているが、アフターフォロー含めWEB会議を活用して効率的に行ってみてはどうか。
2. 経費の低減として再生紙の使用を評価しているが、この他に取り組みはないのか。

【施設所管課に対する意見】

1. 地場企業を対象に企業訪問を行っているが、商社が輸送ルートを決めていることを踏まえると、その効果は乏しい。訪問対象の見直しなど、有効な手段を模索すべき。